

申請に対する処分一覧表（行政手続条例適用処分）

整理番号	根拠法令	根拠条項	許認可等の種類	処理機関 (所管課)	町民健康課	
				審査基準	標準処理期間	備考
1	鳩山町印鑑条例(昭和52年条例第9号)	第5条	印鑑の登録	○	1日	
2	鳩山町印鑑条例(昭和52年条例第9号)	第8条	印鑑登録証の交付	○	1日	
3	鳩山町印鑑条例(昭和52年条例第9号)	第9条第2項・第3項	印鑑登録証の引替交付	○	1日	
4	鳩山町印鑑条例(昭和52年条例第9号)	第16条	印鑑登録の証明	○	1日	
5	鳩山町認可地縁団体印鑑条例(平成10年条例第32号)	第4条	認可地縁団体印鑑の登録	○	1日	
6	鳩山町認可地縁団体印鑑条例(平成10年条例第32号)	第9条第2項	認可地縁団体印鑑登録証明書の交付	△	1日	
7	鳩山町住居表示に関する条例(昭和62年条例第14号)	第3条第2項	住居番号の設定	○	10日	
8	鳩山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担に関する規則(令和元年規則第5号)	第4条	利用者負担額の減免	△	10日	
9	鳩山町保育施設の利用調整等に関する規則(平成29年規則第1号)	第6条	保育施設の入所利用調整	○	10日	